

2015年4月6日

No.217

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

政府予算案の関連法案である地方税法・地方交付税法の一部改正案が、3月26日の総務委員会で審議されました。社民党は、消費税率10%への引上げを2017年から実施すること、地方再生に向けて安定した財源が確保されていないこと、交付税の算定に行革指標が用いられていること等を理由に反対しました。

大都市の税収を偏在是正を理由に、他の自治体に交付するのは国の責任放棄である



又市征治議員は、大都市の地方消費税の増収分を地方法人税(国税)として召し上げ、地方交付税の原資にすることは、地方の財政力格差を是正すべき国の責任放棄であると批判するとともに、大都市特有の財政需要への対応、関係団体との協議状況を質しました。

高市大臣は、社会保障財源の確保と地方財政の健全化のために必要な措置だと強弁しました。また佐藤局長は、大都市特有の財政需要にも配慮して地方交付税は算定されていると答弁しました。又市議員は、財政力だけではなく、大都市特有の財政需要に配慮するように求めました。

地方創生の1兆円は一時的なものではないのか

次に又市議員は、地方創生経費1兆円が従来の歳出枠を振り替えたものや、一時的な地方財源であり恒久的なものではないと追及しました。今後の財源確保も結局、自治体間の水平調整で行われる予定であり国の責任を放棄ではないかと大臣の見解を質しました。

高市大臣は、国・地方の厳しい財政状況のもとでは、財源は地方法人課税による偏在是正しかないという無責任な姿勢に終始しました。又市議員は、財政が苦しいと言いながら法人税減税を進める国の姿勢を厳しく批判しました。

交付税算定に行革指標を用いるのは自治の否定

さらに又市議員は、交付税算定の指標に行革指標(人員削減やラスパイレス指数引下げ等)を用いることは、自治体の政策を国策に誘導するものであり、自治体を国の代官扱いするものであり、交付税の性格からも問題であると批判しました。

これに対し佐藤局長は、行革指標は自治体からの要望を受け入れたものであると強弁しました。

平成の大合併は総務省が主張したほど行財政の効率化に貢献しなかった

又市議員は、国が合併を促進するために設けた交付税の特例終了後は、合併に伴う新たな財政需要を交付税の算定に反映するようにしたことを取り上げ、合併は実際には国が主張したほど行財政の効率化には貢献しなかったと述べ、合併の総括を真摯に行うように求めました。

高市大臣は、一定の行財政基盤の強化が図られた半面、新たな財政需要が生まれたと又市議員の指摘を認めざるを得ませんでした。

このほか、又市議員は交付税原資の選定問題、さらなる法定率の抜本的引上げ、来年度以降の地方財源確保に向けた総務省の姿勢等について質しました。